

福岡県公報

平成三十年二月二日
第三千九百六十三号
増刊
①

目次

規則(第一号)

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) ……………一

人事委員会

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年二月二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則(平成二十八年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「次に掲げる情報」を「同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同条各号を削る。

第三十条中「次に掲げる情報」を「当該経費の支弁を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同条各号を削る。

附則

帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同条各号を削る。
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年二月二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「作業(」の下に「別表第三号の作業の項作業内容の欄の一及び二に掲げる作業内容のうち」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から同条第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例第三条第十九号の作業(潜水深度二十メートルまでの場合に限る。)に従事した場合で水中の視界が○・五メートル以下である水域において、視界の制限により危険性若しくは困難性を伴う作業又は汚泥等との接触により健康を害するおそれのある作業に従事したときは、当該作業に係る手当額にその百分の百に相当する額を加算して支給するものとする。

附則第二項第四号及び第五号を削る。

附則第三項の表中

八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの	六百六十円
九 前項第四号の作業のうち屋外において行うもの	六千六百円
十 前項第四号の作業のうち屋内において行うもの	千三百三十円

を

十一 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの	五千円
十二 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの	千円

八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの
六百六十円
に改める。

附則第五項中「五の項、七の項、九の項又は十一の項」を「五の項又は七の項」に改める。

別表中

主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	日額 560円	警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
	2 犯罪の予防の作業	日額 320円	少年補導職員

主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	日額 560円	警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
	2 1に掲げる作業（犯罪の予防を除く。）に付随して行われる通訳の作業	日額 560円	部内通訳要員（警部以下の階級（同相当職を含む。）にある者に限る。）
	3 犯罪の予防の作業	日額 320円	少年補導職員

1 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査・取締り及び飲酒運転・無免許運転等悪質・危険な交通違反の捜査の作業	日額 840円	
--	---------	--

交通捜査作業	2 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査・取締り及び飲酒運転・無免許運転等悪質・危険な交通違反の捜査の作業	日額 560円	警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
	3 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通の整理、取締り（1に掲げるものを除く。）又は事故処理の作業	日額 460円	
	4 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通の整理、取締り（2に掲げるものを除く。）又は事故処理の作業	日額 310円	

交通捜査作業	1 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査・取締り及び飲酒運転・無免許運転等悪質・危険な交通違反の捜査の作業	日額 840円	警察官（警部以下の階級にある者に限る。）
	2 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査・取締り及び飲酒運転・無免許運転等悪質・危険な交通違反の捜査の作業	日額 560円	
	3 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通の整理、取締り	日額 460円	

に

に

(1)に掲げるものを除く。)又は事故処理の作業	4 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通の整理、取締り(2に掲げるものを除く。)又は事故処理の作業	日額 310円	部内通訳要員(警部以下の階級(同相当職を含む。)にある者に限る。)
	5 1及び2に掲げる作業に付随して行われる通訳の作業	日額 560円	

正規の勤務時間において従事する条例第3条第1号から第6号まで、第13号及び第18号に掲げる作業(同条第2号の作業にあつては被疑者護送の作業、同条第5号の作業にあつては自動車)の検査に関する作業を除く。)でその従事する時間帯の一部又は全部が深夜に行われるもの

1 回当たりの額 730円

正規の勤務時間において従事する条例第3条第1号から第6号まで、第13号及び第18号に掲げる作業(同条第2号の作業にあつては被疑者護送の作業、同条第5号の作業にあつては自動車)の検査に関する作業を除く。)でその従事する時間帯の一部又は全部が深夜に行われるもの	2時間未満の場合	1 回当たりの額 410円
	2時間以上の場合	1 回当たりの額 730円

に改め、同表の備考中

を改め、同表の備考中に加える。

1 この表において「部内通訳要員」とは、福岡県警察の通訳業務に関する要綱の制定について(平成10年3月9日福岡県警察本部内訓第2号)に規定する部内通

訳要員をいう。

2 この表において「通訳」とは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第223条第1項に規定する通訳をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び別表の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年二月二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十六項第二号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同項第三号中「第二条第八項第七号」を「第二条第九項第七号」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。